

## 新潟市観光アクションプラン（仮称）策定委員会設置要綱

### （目的）

第1条 新潟市の観光振興の基本指針となる「新潟市観光アクションプラン（仮称）」を策定するに当たり、観光に関する知識や経験を有する者等から幅広く意見を求めるため、新潟市観光アクションプラン（仮称）策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### （所掌事務）

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について検討する。

- （1）本市の観光の現状及び課題に関すること
- （2）本市の観光の目指す姿及び方向性に関すること
- （3）本市の観光振興の施策及び取り組みに関すること

### （委員構成）

第3条 委員会は、別表に掲げる委員をもって構成する。

### （委員の任期）

第4条 委員の任期は、委嘱の日から「新潟市観光アクションプラン（仮称）」の策定が終了するまでとする。

### （委員長）

第5条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、新潟市観光・国際交流部長を充てる。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 委員長に事故あるとき、または、委員長が欠けたときには、予め委員長の指定する委員がその職務を代行する。

### （会議）

第6条 委員会の会議は、委員長が召集する。

- 2 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明を求め、又は意見の聴取をすることができる。

### （ワーキンググループ）

第7条 委員会に、第2条に定める事項について調査、検討、提案するため、ワーキンググループを置くことができる。

- 2 ワーキンググループの構成員は、各委員が指名する。
- 3 ワーキンググループリーダーは、会長が指名する。
- 4 ワーキンググループリーダーは、ワーキンググループ会議を招集し、会議を総理する。

### （庶務）

第8条 委員会及びワーキンググループの事務局は、新潟市観光・国際交流部観光政策課に置く。

### （その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和6年9月1日から施行する。

この要綱は、令和7年1月16日から施行する。

別表（第3条関係）

組 織 名 称	役職	委員氏名
新潟市 観光・国際交流部	部長	関川 丈彦
公益財団法人新潟観光コンベンション協会	専務理事	山口 誠二
新潟商工会議所	常務理事	能登谷 巖
一般社団法人日本旅行業協会 関東支部	新潟県支部長	廣 光治
協同組合新潟県旅行業協会	理事長	小林 裕一
新潟シティホテル連絡協議会	会長	松宮 郷
新潟市旅館ホテル協同組合	理事長	曾根 隆夫